

各位

九州大学大学院薬学研究院薬物分子設計学分野
助教候補者選考委員会委員長
九州大学大学院薬学研究院長
小 柳 悟

薬学研究院薬物分子設計学分野助教候補者の推薦について（依頼）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本研究院では薬物分子設計学分野の助教（有期教員）を公募することになりました。本分野では、天然物や生体分子（糖質・脂質など）を基に、これまでにない機能を有する新たな生物活性分子創製研究を展開しています。有機合成化学、分子機能評価、ケミカルバイオロジー研究展開へ関心を持ち、高度な研究能力、薬学における当該分野の教育を担当できる優秀な方を募集します。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、適任者がおられましたら、ご推薦賜りたくお願い申し上げます。

1. 雇用期間

採用日（令和9年1月1日以降できるだけ早い時期）から5年間（雇用期間の更新無し）

※本職種は、当研究院の人事の運用上、採用当初、「教員（年俸制）」として雇用し、欠員状況に応じて「有期教員」（承継教員）の年俸制に切替えます。

なお、欠員状況によっては、採用当初より「有期教員」（承継教員）として採用される場合があります。

また、本学における2回以上の有期労働契約の通算は10年を超えることができません。

2. 応募資格

博士の学位を有する、または着任までに取得見込みの方。

3. 提出書類（提出書類は返却しません。）（様式はA4判サイズ）

（1）履歴書（写真貼付）

（2）業績目録

（3）主要原著論文10篇以内

（4）推薦書（自薦他薦は問わない）及び本人について問い合わせの出来る方の氏名と連絡先

4. 応募締切

令和8年9月30日（水）正午（メール必着）

5. 提出先・提出方法

提出書類一式を1つのフォルダにまとめて、九州大学ファイル共有システム(Proself)の下記の URL へアップロードしてください (PDF、Word、Excel のみ)。

各ファイル名は「応募者氏名_書類名」、フォルダ名は「応募者氏名」としてください。
(アップロード先 URL)

<https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/myqCAfWJ2QOTD76hLQHKFfzU25zl3qNjAkeMqnZrLyu3>
パスワードは不要。

なお、アップロードした旨を、メールにて ijsjinji2@jimu.kyushu-u.ac.jp (医系学部等事務部総務課人事第二係) へご連絡ください。

6. 問い合わせ先

九州大学大学院薬学研究院・薬物分子設計学分野

助教候補者選考委員会委員長 小柳 悟

電 話：092-642-6611

E-mail：koyanagi@phar.kyushu-u.ac.jp

7. 職業安定法に基づく明示事項

(1) 業務内容

教育・研究

(2) 就業場所

薬学研究院 (福岡市東区馬出 3-1-1)

(3) 就業時間、休憩時間、時間外労働

同意に基づき、専門業務型裁量労働制 (みなし労働時間：1日7時間45分)

(4) 休日

土日、祝日、12/29～1/3

(5) 賃金

教員 (年俸制) の際は、年俸制 (基本年俸、諸手当)

有期教員の際は、令和2年4月1日導入の年俸制 (基本年俸、業績給、諸手当)

なお、両者の年間の給与水準はほぼ同様であり、年俸額については経験等に基づき本学の関係規程により決定します (詳細は担当係へお尋ねください)。

(6) 加入保険

雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金

(7) 募集者の氏名又は名称

九州大学大学院薬学研究院

(8) 受動喫煙防止の状況

敷地内全面禁煙

8. その他

(1) 九州大学では「ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン推進宣言」に基づき、教育・研究・雇用における機会均等と多様性尊重を推進しています。

九州大学 HP>九州大学について>大学の取組>ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンの促進

(<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/approach/diversity-equity-inclusion/>)

(2) 九州大学では以下のように教員の研究環境向上のための支援を実施しています。

- ・研究費獲得支援
- ・主に若手研究者を対象とした支援
- ・出産・育児などのライフイベントに伴う研究継続支援

九州大学 HP>九州大学について>教員・職員公募情報>研究者支援制度一覧

(<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/career/support>)

- (3) 過去に学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分内容及びその具体的な事由を履歴書等に必ず記入願います。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となる場合があります。